

令和4年度由利本荘市立地適正化計画策定支援業務委託

特記仕様書

(仕様書の適用)

本業務の施行にあたっては、秋田県制定「設計業務等共通仕様書（令和3年10月1日以降適用）」に基づき実施しなければならない。

特記仕様事項

1. 業務目的

本市は県内最大の行政区域面積を持つが、高齢化率も2030年には4割を超える推計結果が出ており、インフラの適正管理や行政サービスの維持のためには行政コストの低減と人口密度の維持を推進する必要がある。

本業務は、自然災害のリスク等を視覚的に分かり易く示したうえで、居住や都市機能の誘導について広く市民の理解を得ながら立地適正化計画を策定するための検討を行うものである。

2. 業務内容

2-1. 都市構造分析・課題の整理

令和2年から3年にかけて実施している都市計画基礎調査等を基に都市構造の分析を行い、本市の課題を整理する。

2-2. 上位・関連計画の整理

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「由利本荘市都市計画マスタープラン」及び「由利本荘市総合計画 新創造ビジョン」などの上位計画及び関連計画を整理する。

2-3. まちづくりの方針（ターゲット）の設定

都市の防災性を高めつつ、持続可能な都市としてどのようなまちづくりを目指すのか、その方針を検討する。

2-4. 目指すべき将来都市構造の検討

人口の集積状況、主要な公共交通路線、都市機能施設、公共施設の配置等を基に「拠点」や「連携軸」等の都市の骨格構造を検討する。

2-5. 課題解決のための基本的な考え方（各種機能の誘導方針）

目指すべきまちづくりの方針を実現するための施策等を展開するうえでの基本的な方向性をまとめる。

(1)都市機能の誘導方針

(2)居住の誘導方針

(3)公共交通との連携のあり方

2-6. 具体的な誘導区域・誘導施策の検討

- (1)都市機能誘導区域設定の考え方
- (2)居住誘導区域設定の考え方
- (3)誘導施設設定の考え方
- (4)具体的な誘導施策の考え方

2-7. 防災指針の検討

- (1)災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- (2)リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定
- (3)居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区ごとの課題に対応した対策の検討

2-8. 定量的な目標値等の検討

目指すべきまちづくりの方針とそれを実現するうえでの基本的な方向性及び誘導施策に即した目標値を設定する。

2-9. 施策の達成状況に係る評価方法の検討

概ね5年毎に実施する施策の実施状況などの検証・分析の方法について検討する。

3. 報告書作成

上記検討結果について、報告書にとりまとめる。

また、電子データについては作成時の形式（Word など）及びPDF、図面等についてはCADデータなど、

報告書：A4 パイプファイル 2部、電子データ（DVD-R等） 2部

4. 打合せ

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時の計3回を想定する。また、業務着手時及び業務完了時の打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

なお、発注者が承諾した場合は対面での打合せに代えてWEB会議の開催とすることができるものとする。

5. 不備箇所等の対応について

本業務完了後において、成果品の内容に誤りや不備又は不良な箇所が発見されたときには、速やかに補正又は訂正しなければならないものとする。

6. その他

本業務において、明示されなかった新たな事項が発生した場合は別途協議する。